

兵庫県屋外広告物条例 しおり

～みんなでつくる広告景観～



【住民ボランティアの除却活動】

【一斉パトロール活動】



【違反シール】

お問い合わせ先

【兵庫県都市政策課景観形成室】

- 電車に表示する広告物にかかる表示の許可申請及び届出等に関すること。
- 屋外広告業登録等に関すること。

【市町屋外広告物担当課】

- 屋外広告物設置許可申請等に関すること。
- 禁止物件、禁止地域及び許可地域等に関すること。
- 違反広告物等に関すること。



兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL (078) 341-7711(代) 内線 4851・4852

令和 4年 3月
兵庫県

屋外広告物による事故を防ぐために

老朽化した屋外広告物の落下、倒壊などによる事故が全国で相次いでいます。事故が発生した場合、近隣の住民や通行人に重大な危害を与えるおそれがあります。

このような事故を未然に防ぐには、屋外広告物の表示・設置者や管理者が、日ごろから安全管理に努めることが重要です。

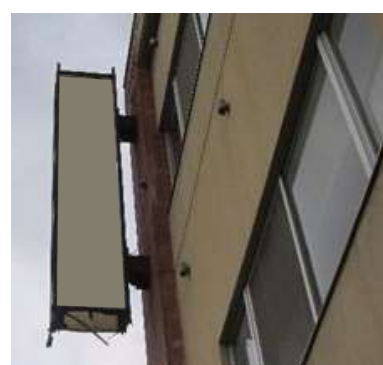
1 定期的な安全点検を行いましょ

屋外広告物の事故を防止するには、屋外広告業者などの専門業者による安全点検が有効です。異常の早期発見に努めましょ。

兵庫県では平成30年3月に「屋外広告物の安全点検実施要綱」を策定し、一定の要件に該当する屋外広告物について、専門業者による安全点検を受けるよう指導しています。

→ 詳しくは

また、強風や積雪は、老朽化した屋外広告物の事故を引き起こす原因となります。強風や積雪の前後には、特に安全性の確認が必要です。



腐食を放置し、底部に穴が空いた例

2 必要な修繕、撤去は速やかに行いましょ

安全点検の結果、屋外広告物の修繕や付け替えが必要となる場合があります。早期に対応すれば簡単な措置で済むものも、放っておくと大規模な修繕などが必要になることもあります。速やかに屋外広告業者などの専門業者に相談しましょ。

また、空き家などに設置された屋外広告物は、維持管理がなされていないため、老朽化し、腐食が発生していることもあります。このような屋外広告物は速やかに撤去・修繕などを行い、事故を予防しましょ。

3 日ごろから安全管理に努めましょ

屋外広告物の事故を防止するには、日ごろから安全管理に努めることが大切です。

安全管理の重要性についてまとめた、『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック』が一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

オーナーさんのための
看板の安全管理
ガイドブック



目 次

兵庫県屋外広告物条例の概要を知りたい方へ

- 兵庫県屋外広告物条例とは 3
- 屋外広告物のルール 4

屋外広告物を表示・設置したい方へ

- 適用される基準や手続き要否の判断フロー 6
- 禁止物件 7
- 地域種別 8
- 適用除外広告物 11
- 許可地域等における許可の基準 13
- 禁止地域等における適用除外の許可の基準 19
- 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準 ... 21
- 許可申請手続き 22

屋外広告業を営む方へ

- 屋外広告業のルール 23

- 兵庫県屋外広告物条例 25
- 屋外広告物法(抜粋) 32
- 地域種別の概要図 33

兵庫県屋外広告物条例とは

条例の目的

屋外広告物及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観若しくは風致（自然の美しさ）の維持及び公衆に対する危害を防止し、併せて地域の良好な景観の形成を図ることを目的としています。

（ 公衆に対する危害とは、屋外広告物の倒壊等における直接的な危害と、屋外広告物を設置することによる見通し不良又は信号機、道路標識の妨害等による危害も含まれます。 ）

対象となる「屋外広告物」とは？

次の4条件を全て満たすものが、兵庫県条例の適用対象となる「屋外広告物」です。

- ・ 常時又は一定期間継続して表示するもの
 - ・ 屋外で表示するもの
 - ・ 公衆に表示するもの
 - ・ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物などの工作物を利用して表示するもの
- このため、4条件に該当すれば、商業広告だけでなく、営利を目的としないものも規制の対象となります。また、文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどを表示しているものも、屋外広告物に含まれます。

条例で規定する主なルール

屋外広告物のルール → P4・5

- 表示・設置の基準に従い、表示・設置しなければなりません。
- 表示・設置にあたっては、原則として許可が必要です。
- 著しく景観を害するものや、危険なものは、表示・設置が禁止されています。
- 表示・設置者、管理者には、屋外広告物の管理義務があります。

屋外広告業のルール → P23・24

- 登録を受けた屋外広告業者だけが、表示・設置の工事を行うことができます。
- 登録には、一定の資格を有する業務主任者の設置が必要です。

条例の適用範囲

1 屋外広告物のルールについて

兵庫県の条例を適用	下欄を除く兵庫県域
各市の条例を適用	指定都市（神戸市）、中核市（姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）、独自条例を制定した景観行政団体（芦屋市・豊岡市・丹波篠山市）の市域

※ただし、電車車体に表示するものについては、芦屋市、豊岡市、丹波篠山市にも県条例が適用されます。

2 屋外広告業のルールについて

兵庫県の条例を適用	下欄を除く兵庫県域
各市の条例を適用	指定都市（神戸市）、中核市（姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）の市域

屋外広告物のルール

屋外広告物の規制

屋外広告物を表示・設置する際の規制として、次の3つの原則があります。

1 地域種別に応じた規制

兵庫県の条例が適用される区域は、「許可地域等」と「禁止地域等」のいずれかに区分されています。「許可地域等」では、許可を受けた屋外広告物の表示・設置が可能ですが、「禁止地域等」では、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

ただし、「許可地域等」でも、知事が指定する区域（特定区域）では、一部の屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

また、「禁止地域等」でも自家用広告物などは、地域の特性に応じて設定された基準に従うことで、表示・設置が可能です。

2 物件に応じた規制

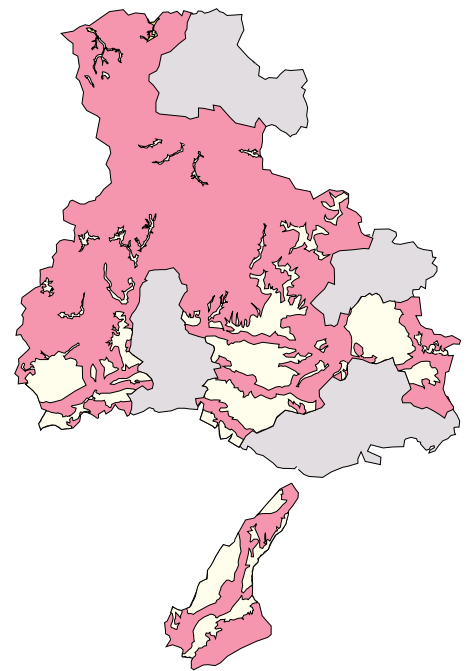
地域種別に応じた規制に関わらず、景観への配慮や公衆に対する危害防止の観点から、景観上重要な建物・樹木、信号機・道路標識などを「禁止物件」に指定し、これら物件に屋外広告物を表示・設置することを禁止しています。

3 適用除外広告物

地域種別に応じた規制や物件に応じた規制に関わらず、社会生活上必要な広告物として、自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物などは、「適用除外広告物」として規制の全部又は一部の適用が除外され、設定された基準に従うことで、表示・設置が可能です。

※許可を受けることで、表示・設置できるものを含みます。

＜地域種別のイメージ図＞



- 許可地域等
- 禁止地域等
- 兵庫県の条例が適用されない区域

規制が
緩い

規制が
厳しい

許可地域等	許可地域等における許可の基準に適合させ、許可を受けることで表示・設置できます。許可地域等の一部は、「特定区域」に指定されています。	
	特定区域	以下の点において、許可地域等より厳しい規制が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・野立広告物（自己の事業地外の単なる商業広告）の禁止 ・案内図や案内誘導などの広告物に対する表示・設置の基準を強化
禁止地域等	第3種	次のもののみ表示・設置が可能 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物 ・管理用広告物 ・道標・案内図板等 ・案内誘導広告物 ・電車・自動車に表示するもの
	第2種	第1種～第3種の区分に応じた総量規制や色彩規制に適合させ、許可を受けることで表示・設置できます。 <自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）> ・表示面積の合計20㎡以下、数量4以下 ・屋上設置の原則禁止 など
	第1種	第1種～第3種の区分に応じた総量規制や色彩規制に適合させ、許可を受けることで表示・設置できます。 <自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）> ・表示面積の合計10㎡以下、数量3以下 ・屋上設置、壁面突出の禁止 など

その他のルール

1 禁止広告物等（条例第9条）

表示・設置にあたって許可があるもの、いないものに関係なく、次の屋外広告物を表示・設置することはできません。

- ①著しく汚染、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害し、又は阻害する恐れがあるもの

2 屋外広告物の管理義務（条例第16条）

屋外広告物が破損や老朽化などにより見苦しくなると、景観を害するだけでなく屋外広告物の存在そのものが悪い印象を与えることがあります。管理を適切に行い、良好な状態を維持しましょう。表示・設置者が県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合は、県内に住所を有する者のうちから管理者を設置することが義務付けられています。

なお、屋外広告物の落下・倒壊による事故が相次いでいる状況を踏まえ、兵庫県では「屋外広告物の安全点検実施要綱」を策定し、有資格者による詳細な安全点検を行うよう呼びかけています。

3 屋外広告物の除却義務（条例第17条）

許可期間や掲出期間が満了又は許可が取り消された屋外広告物については、表示・設置者が責任をもって除却しなければなりません。また、落下や倒壊のおそれがある場合は、速やかに除却等の対応をとってください。

4 違反広告物に対する措置

違反広告物には、行政指導だけでなく、次のような措置をとることがあります。

措置命令：違反解消のためにとるべき措置を命令するものです。

行政代執行：措置命令に従わない場合、その措置を行政自ら行うものです。

略式代執行：措置命令の相手方が不明の場合に、必要な措置を行政自ら行うものです。

簡易除却：はり紙、はり札、広告旗、立看板の簡易な広告物を、特別な手続きを経ることなく行政自ら除却するものです。

※悪質な違反行為に対しては、罰則が適用されることがあります。

5 広告景観モデル地区（条例第3章）

地域の歴史や伝統を尊重し、あるいは新しいまちづくりにふさわしい広告景観の形成を図るため、地域における固有の広告景観形成基準を定め、これによる指導・誘導・支援により魅力ある地域環境の創造を目指すことを目的として指定しています。

平成5年指定：津名町志筑地区

平成8年指定：東条町インターパーク地区

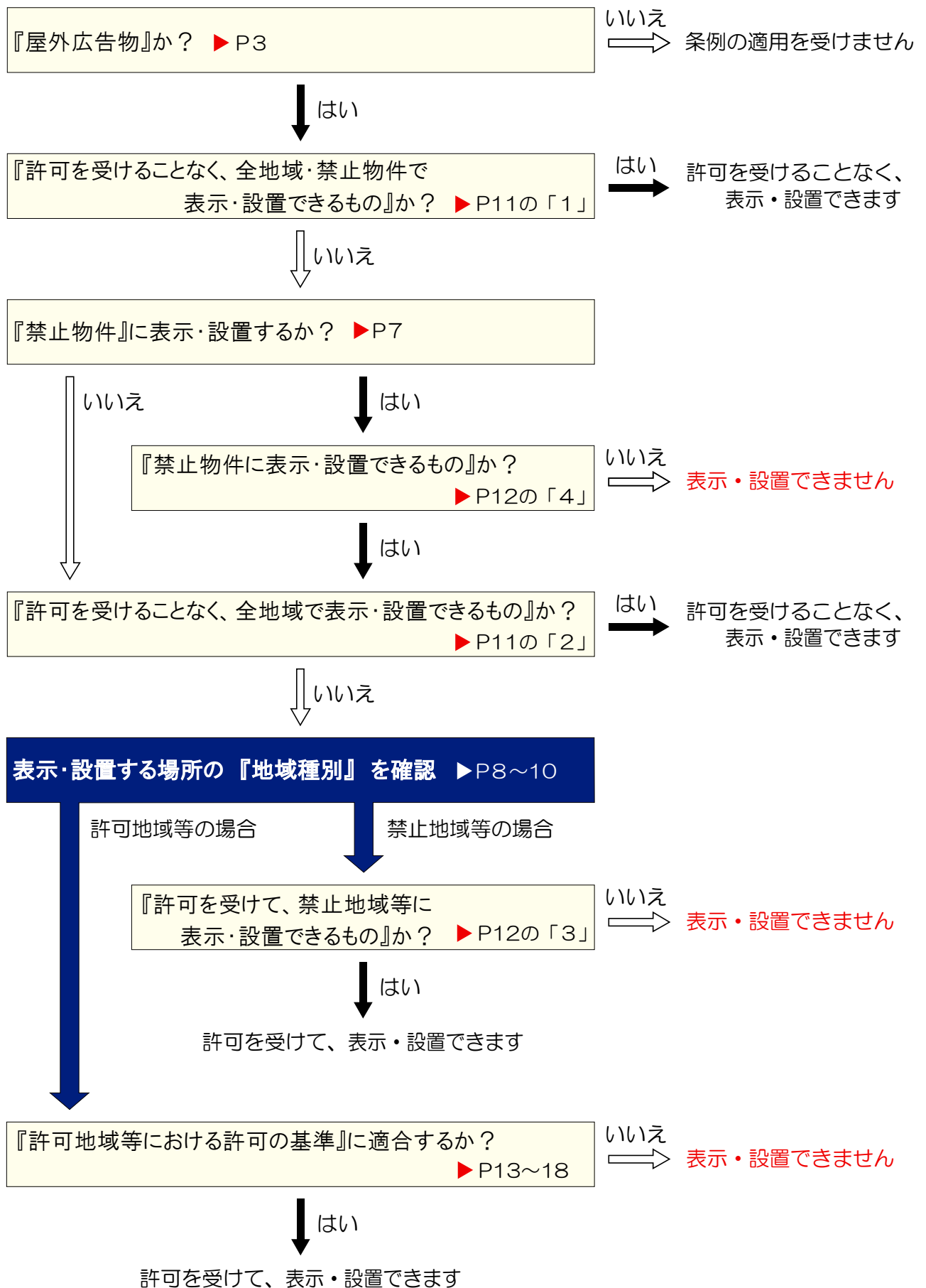
平成6年指定：三田市郊外沿道地区

平成9年指定：山崎町インターチェンジ周辺地区

平成7年指定：城下町かいばら地区

平成10年指定：洲本市新都心周辺地区

適用される基準や手続き要否の判断フロー



禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が表示・設置されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたすおそれがあることから、表示・設置を原則禁止する物件を指定したものです。

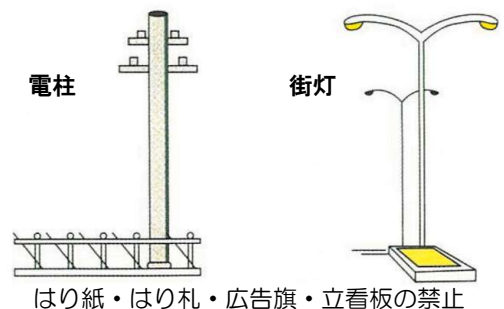
屋外広告物を表示・設置できない物件（条例第5条第1項・第3項）

- 1 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 2 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 3 街路樹及び路傍樹
- 4 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- 5 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- 6 電柱、街灯その他これらに類するもので、保安林、国立公園・国定公園・県立自然公園の特定地域、風致地区（用途地域を除く）など、特に景観に配慮を要するとして知事が指定する区域内にあるもの
※上記の区域外にあるものの扱いは、下段の「はり紙、はり札、広告旗及び立看板を表示できない物件」参照
- 7 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 8 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- 9 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 10 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 11 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 12 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 13 景観の形成等に関する条例（県条例）による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- 14 道路の路面



はり紙、はり札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第5条第2項）

- 1 電柱、街灯その他これらに類するもの（上記6以外）
- 2 アーチの支柱及びアーケードの支柱



地域種別

『禁止地域等』とは、主として良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の表示・設置を原則禁止する特定の地域や場所を指定したものです。自然豊かな地域、住環境の優れた地域、道路沿道及び鉄道沿線などの地域特性に応じ、第1種から第3種に区分しています。

禁止地域等以外の区域は、ほぼ県全域で『許可地域等』となります。許可地域等の中で特に良好な景観又は風致を維持するべき地域として、『特定区域』が指定されています。

禁止地域等（条例第4条）及び特定区域

第1種禁止地域等	
1	用途地域以外の風致地区
2	特別緑地保全地区
3	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県条例）第9条第1項第1号から第2号の区域
4	重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財の周囲50メートル以内の地域
5	史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定された地域 （仮指定された史跡、名勝、天然記念物を含む）
6	県指定重要有形文化財、県指定重要有形民俗文化財の周囲50メートル以内の地域
7	県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
8	保安林
9	国立公園、国定公園、県立自然公園のうち普通地域以外全て
10	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域のうち普通地域以外全て
11	保存樹林
12	道路・鉄道等の区間及びその沿道・沿線地域で、個別に指定する地域等 ➡ P9・10
13	河川・池沼等及びその付近で、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
14	上記の他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があると、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
第2種禁止地域等	
1	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
2	用途地域内の風致地区、景観地区及び伝統的建造物群保存地区
3	景観の形成等に関する条例（県条例）による景観形成地区及び広域景観形成地域
4	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県条例）第9条第2項の区域
5	国立公園、国定公園、県立自然公園のうち普通地域
6	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域のうち普通地区
7	都市公園、個別に指定するその他の公園・緑地等の公共空地 ➡ P10
8	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
9	古墳、墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺、教会の境域
10	上記の他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があると、個別に指定する地域等 ➡ P10
第3種禁止地域等	
1	道路・鉄道等の区間及びその沿道・沿線地域で、個別に指定する地域等 ➡ P9・10
2	河川・池沼等及びその付近で、個別に指定する地域等 ➡ P10
3	空港等及びその付近で、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
4	上記の他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があると、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
特定区域	
	許可地域等のうち、個別に指定する地域等 ➡ P9、P10

個別に指定する禁止地域等及び特定区域

1 高速自動車国道、自動車専用道路（道路から展望できる地域に限る）

種 別	地 域
第1種禁止地域等	○次の路線の、路端から1,000m以内（路端から200m超1,000m以内の用途地域など一部の区域を除く） 中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道、本州四国連絡道路、播但連絡道路、遠阪トンネル道路、北近畿豊岡自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、鳥取豊岡宮津自動車道、新名神高速道路
第3種禁止地域等	①次の路線の、路端から200m以内 加古川バイパス・姫路バイパス・太子竜野バイパス、阪神高速大阪池田線（延伸部）、東播磨道（加古川中央ジャンクション付近を含む） ②次の路線の、路端から100m以内 本州四国連絡道路（淡路市内の東浦及び北淡イターチェンジ 料金所出口付近）、北近畿豊岡自動車（八鹿氷ノ山イターチェンジ 付近）、東播磨道（八幡稲美ランプ付近）
特定区域	○次の路線の、用途地域など（路端から200m超1,000m以内に限る） 中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道、本州四国連絡道路、播但連絡道路

2 一般道路等（道路から展望できる地域に限る）

種 別	地 域
第1種禁止地域等	①次の路線の、路端から1,000m以内（用途地域を除く） 県道相生穴栗線、円山川右岸道路 ②次の路線の、路端から1,000m以内 県道加美穴栗線、県道香美久美浜線（一部、第3種禁止地域等あり）、県道鳴門観潮線・県道阿万福良湊線
第3種禁止地域等	○次の路線の、路端から100m以内（一部で用途地域を除く） ア 国道 2号（相生市以西）、9号、28号、29号、173号、175号、176号、178号、179号、250号（たつの市以西）、312号、372号、373号、427号、428号、429号、482号 イ 県道 香住村岡線、姫路上郡線、たつの相生線、養父穴栗線、青垣柏原線、川西篠山線、西脇三田線、加古川三田線、三木穴栗線、多可北条線、厚利社線、三田後川上線、三木三田線、浜坂井土線、穴栗下徳久線、吉永下徳久線、川西三田線、三田篠山線、黒石三田線、曾地中三田線、塩瀬宝塚線、下佐曾利笹尾線、若桜下三河線、篠山山南線、福良江井岩屋線、洲本五色線、大谷鮎原神代線、富島久留麻線、洲本灘賀集線、網干たつの線、有馬富士公園線、野島浦線、生穂育波線、三川下岡線、赤崎久谷停車場線、山田新温泉線、竹田指杭線、居組港居組停車場線、川西インター線、切畑猪名川線、香美久美浜線（一部、第1種禁止地域等あり） ウ 市町道 川西市道 993号・1725号、三田市道有馬富士公園線・貴志長尾線、香美町道佐津下岡線・余部浜坂線（旧国道 178号）、新温泉町道久谷桃観線・二日市久斗線・七坂八峠線（旧国道 178号）
特定区域	①次の路線の、路端から200m以内の用途地域 県道相生穴栗線、円山川右岸道路 ②次の路線の、路端から100m以内 ア 国道 250号（播磨町から高砂市） イ 県道 川西篠山線（用途地域に限る）、尼崎池田線、三田幹線、神戸三木線、加古川小野線、曾根魚橋線 ウ 市道 加古川市道平野尾上線・野口線、高砂市道鹿島幹線道路・松陽幹線道路、赤穂市道塩屋御崎線

3 新幹線・一般鉄道等（線路から展望できる地域に限る）

種 別	地 域
第1種禁止地域等	○次の路線の、路端から1,000m以内（用途地域を除く） 山陽新幹線
第3種禁止地域等	○次の路線の、路端から100m以内（用途地域を除く） 山陽本線、福知山線、山陰本線、播但線、加古川線、姫新線、赤穂線、智頭鉄道智頭線
特定区域	①次の路線の、路端から200m以内の用途地域 山陽新幹線 ②次の路線の、路端から100m以内の用途地域 山陽本線、福知山線、山陰本線、播但線、加古川線、姫新線、赤穂線、智頭鉄道智頭線 ③次の路線の、路端から100m以内 神戸電鉄粟生線、神戸電鉄三田線、山陽電鉄本線、阪急今津線、阪急宝塚線

4 河川・沼地・海岸

種 別	地 域
第3種禁止地域等	①次の河川の、河川区域等から100m以内（一部の用途地域などを除く） 猪名川、円山川、加古川、篠山川、揖保川、武庫川、千種川 ②次のダム・湖の、常時満水位の水面及び水際から100m以内 青野ダム、吞吐ダム、金出地ダム、安室ダム、平荘湖 ③自然環境保全条例による自然海浜保全地区
特定区域	猪名川、武庫川の河川区域から100m以内の用途地域

5 公共空地

種 別	地 域
第2種禁止地域等	○次の公共空地 高砂海浜公園、青野運動公苑、西はりま天文台公園、丹波年輪の里、淡路香りの公園、淡路ふれあい公園の区域

6 特に良好な景観又は風致を維持するために必要がある地域

種 別	地 域
第2種禁止地域等	①朝来市が定める景観計画において指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区 ②養父市が定める景観計画において指定された大屋町大杉地区景観形成重点地区、八鹿町八鹿地区景観形成重点地区

適用除外広告物

適用除外広告物（条例第7条）

社会生活上必要な屋外広告物については、その目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、禁止地域等、禁止物件、許可地域等の規制が適用されません。

1 許可を受けることなく、全地域・禁止物件で表示・設置できるもの（条例第7条第1項）

他法令の規定によるもの	例) 道路法、建築基準法、建設業法等、法令の規定に基づき表示・設置するもの
公共広告物	<p>国、地方公共団体及び指定する公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの（公共的団体が表示・設置するものは、寄贈者名等表示の割合が1/5以下のもの）</p> <p>※表示面積5㎡超のものは、公共広告物等表示・設置届が必要</p> <p>※指定する公共的団体は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国や地方公共団体が出資・出せんしている団体（株式会社を除く） ②国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体 ③土地改良区等の公共組合 ④日本赤十字社 ⑤社会福祉法による社会福祉法人 ⑥高速道路株式会社法による会社
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
寄贈者名等を表示するもの	<p>公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示・設置するもの</p> <p>※表示面積が0.5㎡以下のもので基準に適合するものに限る</p>

2 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるもの（条例第7条第2項）

自家用広告物	<p>自己の氏名、名称、店名や商標又は自己の事業・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示・設置するもので、一定規模以下のもの</p> <p>許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準 → P21</p>
管理用広告物	<p>自己が所有又は管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき表示・設置するもの</p> <p>許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準 → P21</p>
冠婚葬祭又は祭礼のための一時的なもの	葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの
講演会等の会場敷地内のもの	<p>講演会、展覧会、音楽会等のために、その会場敷地内において一時的に表示・設置するもので、次の要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①表示面積：10㎡以下 ②地上高さ：5m以下 ③表示場所：会場の敷地内に表示・設置すること 道路から5m以内の場所における広告旗の表示・設置禁止 ④表示内容：催物の案内に必要な事項のみ ⑤表示期間：開催日の5日前から終了日まで
電車又は自動車に表示する自家用や管理用等のもの	<ul style="list-style-type: none"> ①電車の車体に所有者の名称や商標又は自己の事業・営業の内容等を表示するもの ②自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業・営業の内容、営利を目的としない活動のために行う事項を表示するもの
人、動物、航空機等に表示するもの	電車や自動車以外の車両、船舶に表示するものも含む

非営利目的のもの (一部地域を除く)	<p>次の要件に該当するもの</p> <p>①政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために行う事項を表示するもの</p> <p>②表示期間：はり紙、はり札、広告旗及び立看板は30日以内</p> <p>③表示面積：はり紙及びはり札は0.5㎡以下、広告旗及び立看板は2㎡以下</p> <p>④掲示板：表示に供する部分の面積は2㎡以下</p> <p>※原則として非営利広告物等設置届が必要ですが、次のものは届出不要です。</p> <p>ア はり紙、はり札、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい場所に表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先並びに表示の始期又は終期が明記してあるもの</p> <p>イ 掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの</p> <p>ウ 届出がなされた掲示板又は上記イに該当する掲示板に表示するはり紙</p>
-----------------------	--

3 許可を受けて、禁止地域等に表示・設置できるもの (条例第7条第3項)

自家用広告物	1 事業所等における表示面積等の基準に適合するもの 禁止地域等における適用除外の許可の基準 → P19	
道標・案内図板等	道標、案内図板その他公共的目的をもって表示・設置するもの 禁止地域等における適用除外の許可の基準 → P19	
案内誘導広告物	公衆の利便に供することを目的とする広告物で、特定の施設等への案内を目的として表示・設置するもの 禁止地域等における適用除外の許可の基準 → P20	
電車に表示するもの	電車の車体に表示するもの	『許可地域等における許可の基準』が適用
自動車に表示するもの	自動車の車体に表示するもの	
※ 指定道路等の区間から視認できないもの	禁止地域等に指定する道路等の区間から視認できないもの	

4 禁止物件に表示・設置できるもの (条例第7条第4項)

自家用広告物	<p>次の要件に該当するもの</p> <p>①対象物件：許可地域等における石垣、擁壁、送電塔、煙突、ガスタンク、水道タンク 禁止地域等における送電塔、煙突、ガスタンク、水道タンク</p> <p>②表示面積の合計：5㎡以下</p> <p>③数量：1物件につき1枚(基、個)</p> <p>④色彩：彩度10以上の色は2色以下、彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面積に対する割合が1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)</p>
管理用広告物	禁止物件の管理上必要なもの

[用語の解説]

■自家用広告物

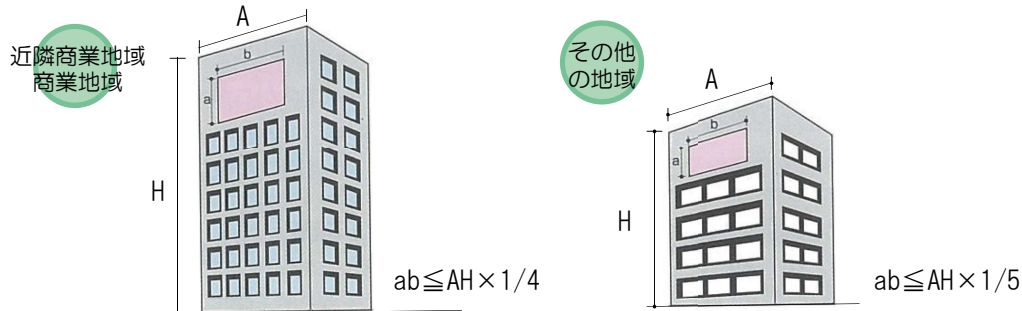
自己の事業所等の建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものです。従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地所有権の有無にかかわらず自家用広告物に該当します。逆に土地所有権を有していたとしても、実際の事業に供されていない場合は、自家用広告物には該当しません。

■管理用広告物

自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物を言います。例えば、〇〇建設予定地、〇〇会社管理地、立ち入り禁止等の表示などです。

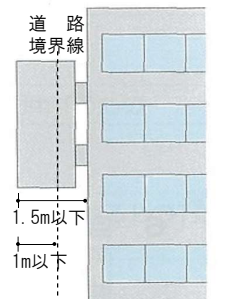
2 壁面を利用するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
地上からの高さ	5.2m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	4.7m以下 (同左)
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがらないこと(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚) 	



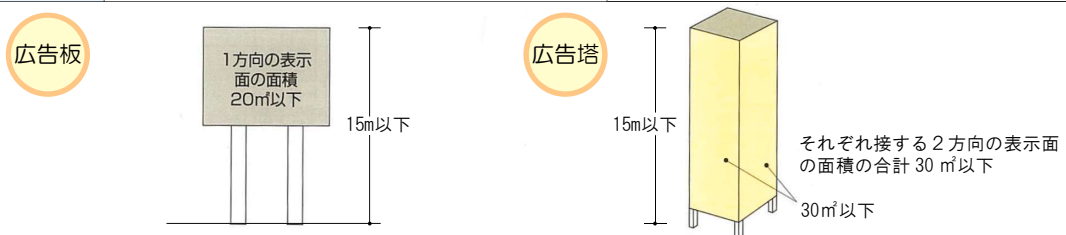
3 壁面より突出するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面の上端を超える突出禁止 ○表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止 	



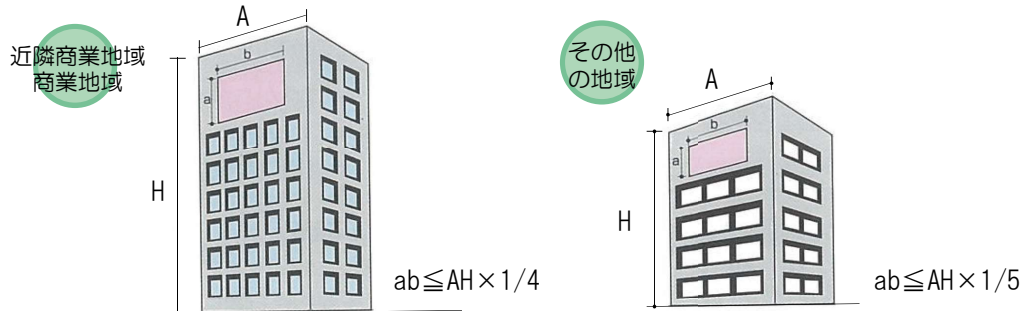
4 自己の敷地に建植えるもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下) 	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下、LEDサインを使用し交通信号機からの距離が50m以下の場合は5m以下)	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、材質の露出している材質又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



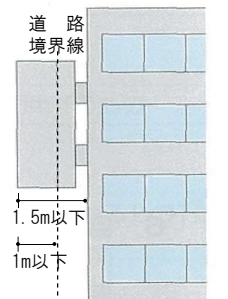
2 壁面を利用するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
地上からの高さ	5.2m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	4.7m以下 (同左)
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがらないこと(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚) 	



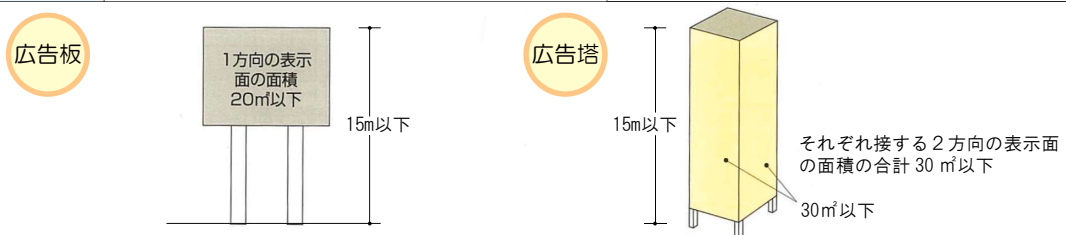
3 壁面より突出するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面の上端を超える突出禁止 ○表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止 	



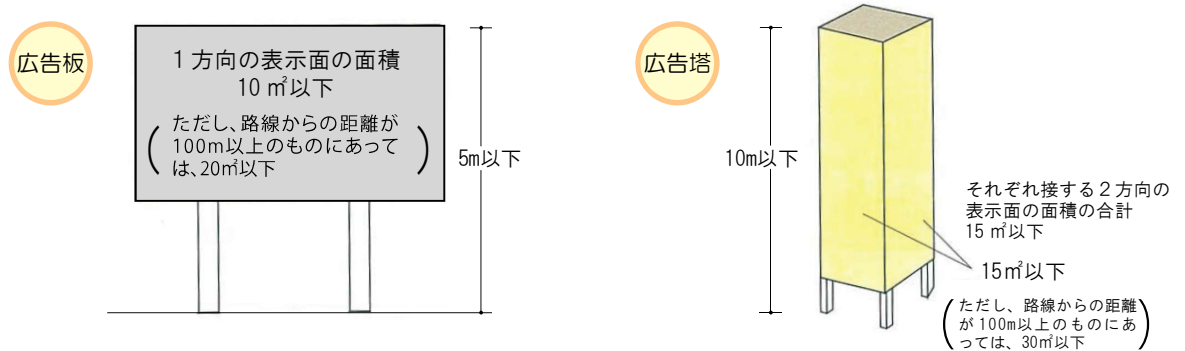
4 自己の敷地に建植えるもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下) 	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下、LEDサインを使用し交通信号機からの距離が50m以下の場合は5m以下)	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、材質の露出している材質又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



5 自己敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区 分	許 可 地 域 等
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下） 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示・設置場所	○特定区域での表示・設置禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上
色 彩	彩度10以上の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止



6 自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

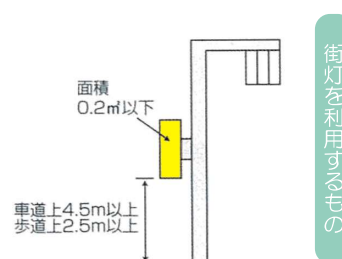
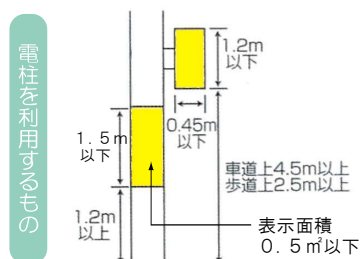
区 分	特 定 区 域	そ の 他
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説 明 板 4㎡以下 ④そ の 他 6㎡以下	5に定める基準に適合していること (案内図板にあつては、5の表示・設置場所及び色彩の基準を除く)
地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下）	
相互距離	5m以上	
色 彩 (案内図板以外のもの)	○彩度10以上の色数は2色以下 ○彩度10以上を使用する地色（文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ）部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）	
表示・設置場所	○交通信号機・踏切からの距離5m以上	
その他の表示方法	○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	

7 自己敷地外に建植える案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

区 分	特 定 区 域	そ の 他
1 方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する 2 方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下（集合案内誘導広告物以外） ○集合案内誘導広告物にあっては、1 方向の表示面の面積の合計 8㎡以下、1 の施設等への案内誘導に係るものの 1 方向の表示面の面積 1㎡以下	5 に定める基準に適合していること
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物にあっては5m以下）	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
相互距離	5m以上	
表示・設置場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
色 彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○彩度10以上を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が 1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

8 電柱、街灯を利用するもの

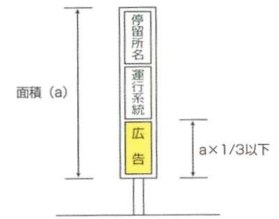
区 分	電柱を利用するもの	街灯を利用するもの
規 格 等	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻き付けるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下	1 方向の表示面の面積 0.2㎡以下
数 量	電柱 1 本につき、 突出するもの、巻き付けるもの 各 1 個	街灯 1 本につき、 突出するもの 1 個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻き付けるもの 1.2m以上	
表示・設置場所	交通信号機からの距離5m以上	
色 彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	<突出するものにのみ適用> ○設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ○電柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ○同一商店街に表示・設置するものにあつては、規格を統一すること ○厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること



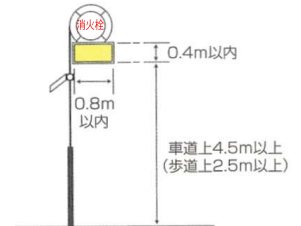
9 バス停留所標識、消火栓標識を利用するもの

区分	バス停留所標識を利用するもの	消火栓標識を利用するもの
規格 1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下	縦0.4m以下 横0.8m以下
数量	1個	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	——	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
表示・設置場所	——	交通信号機からの距離5m以上
色彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること	——

バス停留所標識を利用するもの



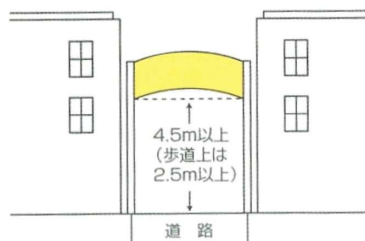
消火栓標識を利用するもの



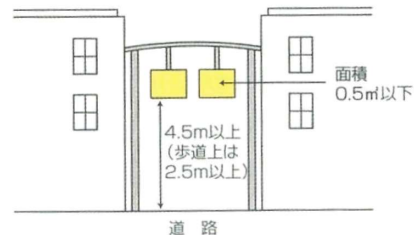
10 アーチ、アーケードを利用するもの

区分	アーチを利用するもの	アーケードを利用するもの（一時的なものを除く）
1方向の表示面の面積	——	0.5㎡以下
数量	——	表示・設置しようとする者1人につき1個とすること
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	○同一商店街に表示・設置するものにあっては規格を統一すること ○照明を伴うものであること ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

アーチを利用するもの



アーケードを利用するもの



11 電車に表示するもの

- ①車両の各面における屋外広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の5分の1以下とすること。
- ②地色に彩度10以上の色又は彩度8以上の青や青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。

加えて、以下の事項に十分注意してください。

- ①車両本来の色彩や形状との調和に配慮すること。
- ②編成車両全体で、広告物の色彩や形状等を統一性のあるものとするよう配慮すること。
- ③窓やドア等のガラス面に表示する場合は、美観を維持するとともに、非常時の脱出に際し障害とならないよう、安全性に十分配慮すること。

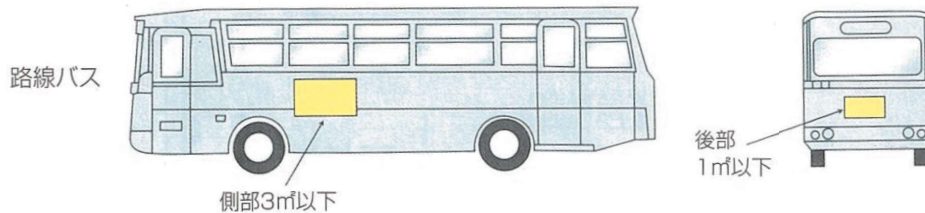
12 自動車に表示するもの

①宣伝車（自動車登録規則別表第2 に規定する広告宣伝用自動車を用いる）
消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。

②路線バス

表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とし、前部には表示しないこと。

（ラッピングについては、表示面積の制限はありませんが、ガイドラインが適用されますので市町屋外広告物担当課にご確認ください。）



13 垣、塀を利用するもの

①表示面積の合計は、表示・設置される垣又は塀の面の面積の4分の1以下とすること。

②2個以下とすること。

③垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

14 広告幕（壁面を利用するものを除く）

横断幕にあつては、道路面からの高さが4.5m以上であること。

15 アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること。

16 広告旗

①表示面積は2㎡以下とすること。

②道路の路肩から5m以内の場所に設置するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。

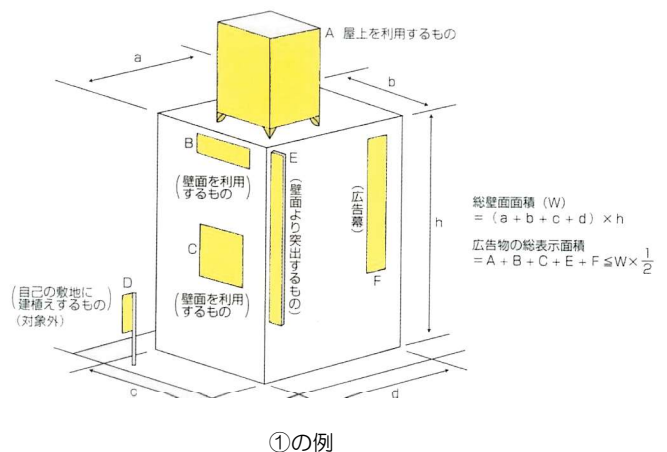
17 置看板

道路には設置しないこと。

【総量規制の基準】 対象となる建築物や区域を限って適用される基準

①許可地域等において、高さが15mを超える建築物に表示・設置する屋外広告物の総表示面積は、一建築物の壁面（近隣商業地域及び商業地域にあつては52m以下、その他の地域にあつては47m以下の部分）合計面積の2分の1を超えないこと。

②第1種・第2種住居地域、準住居地域又は風致地区、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区（それぞれ禁止地域等を除く）にあつては、一の敷地内に表示・設置する屋外広告物で、自家用広告物に該当しないものの表示面積は10㎡以下であること。



禁止地域等における適用除外の許可の基準

1 自家用広告物

区 分		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
自家用 広告物 (要許可)	1事業所当たりの表示面積の合計	10㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	20㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
	数 量	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
	敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	表示・設置箇所の制限	①屋上への表示・設置禁止 ②壁面からの突出禁止	屋上への表示・設置禁止 (第1種・第2種中高層住居専用地域など※において、屋上構造物の壁面に表示・設置する場合を除く)	—
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止 ②光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止)
表示・設置できるもの	『許可地域等における許可の基準(特定区域における基準がある場合には、特定区域の基準)』に適合したもの → P13~18			

※第1種・第2種中高層住居専用地域、景観条例による景観形成地区・広域景観形成地域、緑条例第9条第2項の区域

2 道標・案内図板等

区 分		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
道標・案内図板等 (要許可)	1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①道 標 1㎡以下 ②案内図板 3㎡以下 ③説明板 2㎡以下 ④その他 3㎡以下	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説明板 4㎡以下 ④その他 6㎡以下	
	自己敷地外建植えに適用			
	地上からの高さ	3m以下	3m以下(土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下)	
	相互距離	5m以上		
	色 彩 (案内図板以外のもの)	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止			
表示・設置できるもの	『許可地域等における許可の基準(特定区域における基準がある場合には、特定区域の基準)』に適合したもの → P13~18			

3 案内誘導広告物

区 分		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
案内誘導広告物（要許可）	包括的基準	①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること	—	—
	1方向の表示面の面積（広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	①2㎡以下（集合案内誘導広告物以外） ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積1㎡以下		
	横の長さ	2m以下		
	地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物にあっては5m以下）		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以下		
	相互距離	5m以上		
	表示・設置場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上		
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）		
その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること			
表示・設置できるもの	『許可地域等における許可の基準（特定区域における基準がある場合には、特定区域の基準）』に適合したもの → P13～18			

[用語の解説]

■ネオンサイン等

ネオンサイン、LEDサイン及び光ファイバーを利用するものを言います。禁止地域等での使用は原則禁止されており、許可地域等でも一部の突出広告物、一部の自己敷地内建植え、自己敷地外建植え等には使用できません。

■LEDサイン

発光ダイオードを利用するもの。ただし、カバー等で覆われる等により発光体が直接視認できないものは、LEDサインとして取り扱いません。

許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準

1 自家用広告物

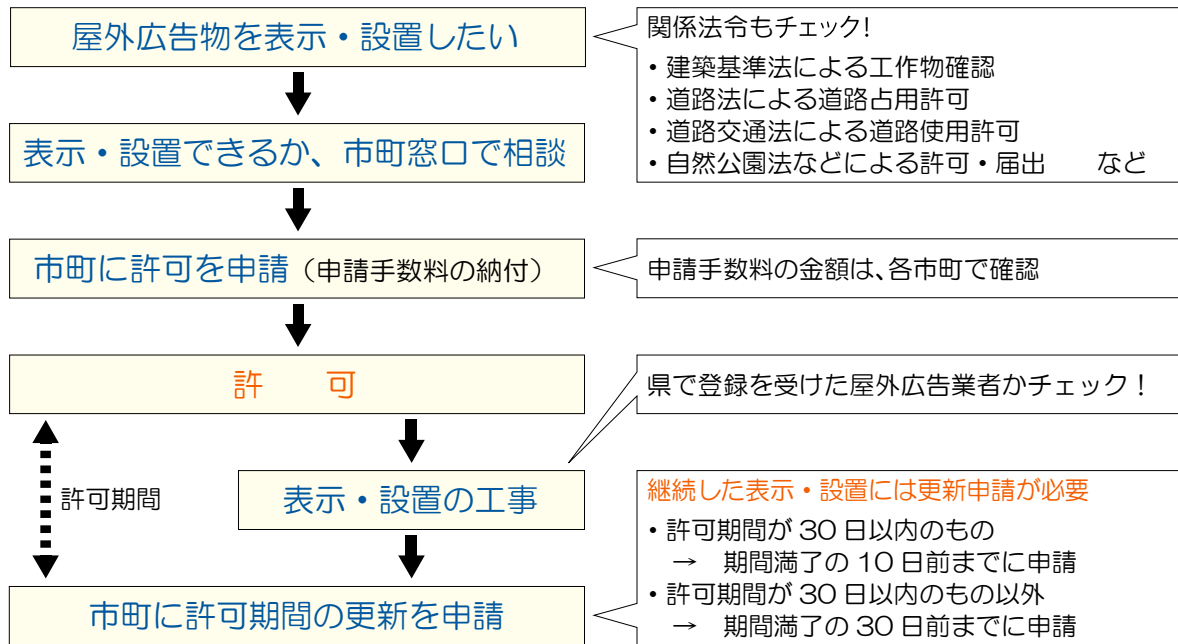
区 分		第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	許可地域等 ・ 特定区域
自家用 広告物	表示面積の合計	5㎡以下			10㎡以下
	数 量 ※敷地内建植えは2基まで	3枚（基、個）以下			
	表示・設置できるもの	『禁止地域等における適用除外の許可の基準』に定める禁止地域等の第1種～第3種の区分に応じた自家用広告物の基準に適合したもの → P19			『許可地域等における許可の基準』に適合したもの → P13～18

2 管理用広告物

区 分		第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	許可地域等 ・ 特定区域
管理用 広告物	表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下		
	数 量 ※敷地内建植えは2基まで	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下		
	敷地内建植え広告物の 地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	——
	表示・設置箇所の制限	①屋上への表示・設置禁止 ②壁面からの突出禁止			——
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）			——
	その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止 ②光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止）	——
	表示・設置できるもの	『許可地域等における許可の基準』に適合したもの → P13～18			

許可申請手続き

表示・設置の許可が必要な屋外広告物については、その表示・設置する場所を管轄する市町長の許可(電車に表示するものは、兵庫県知事の許可)が必要です。



1 許可申請に必要な書類

許可申請・変更許可申請	許可期間の更新申請
屋外広告物許可等申請書(正副2通) <添付書類> ①表示・設置場所の付近見取図及び周辺写真 ②屋外広告物の形状、材料及び構造に関する仕様書、構造図 ③屋外広告物の意匠図(色彩、表示面積等を明示) ④(建築物を利用する場合) 建築物・既存広告物の位置関係、現況がわかる図面、写真 ⑤(道路・鉄道等から展望できる地域で、自己敷地外に表示・設置する場合) 道路・鉄道等、他の広告物、交通信号機、踏切までの距離を示した図面 ⑥(道路から展望できる地域で、自己敷地内に突出広告物を表示・設置する場合) 交通信号機までの距離を示した図面 ⑦(禁止地域等以外の住居系地域等に貸看板を表示・設置する場合) 既存貸看板の位置図、意匠図、カラー写真 ⑧(自己の所有・管理する土地・物件以外に表示・設置する場合) 表示・設置の承諾書等 ⑨委任状(許可申請手続きを代理人に委任する場合)	屋外広告物許可等申請書 (正副2通) <添付書類> 左欄の①、⑧、⑨及び 自己点検結果報告書 このほか、次の㉠㉡いずれ にも該当するものは、屋外広 告物の安全点検実施要綱に基 づく「安全点検結果報告書」 の提出が必要 ㉠屋外広告物の上端の高さが、 地上からの高さ4mを超え ているもの ㉡設置から10年以上経過した もの

※屋外広告物許可等申請書は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。
 ※写真は、全て申請の3カ月以内に撮影したもの

2 許可期間

区 分	期 間
看板、広告板によるもの、広告塔によるもの、アーチによるものその他これらに類するもの	2年以内
宣伝車、電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、車体利用広告物、テント利用広告物、アーケード利用広告物、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
はり紙、はり札、アドバルーン、広告幕、広告旗、立看板その他これらに類するもの	30日以内

屋外広告業のルール

屋外広告業のルールを設ける目的

屋外広告物の表示・設置に関する工事は、その工事場所を所轄する知事の登録※を受けた屋外広告業者でなければ実施できません。屋外広告物に関する知識を有する業者のみが工事に関わることで、適切な屋外広告物の表示・設置を推進することを目的としています。

※指定都市（神戸市）、中核市（姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）の市域で工事を行う場合にあっては、各市長の登録

「屋外広告業」とは？

広告主から屋外広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、広告物を公衆に表示・設置する業を「屋外広告業」といいます。

これを業とする業者（元請け、下請けを問いません）を「屋外広告業者」といいますが、単に屋外広告物の印刷や製造だけを行う業者は、屋外広告業者に該当しません。

屋外広告業登録のルール概要

1 登録の要件（業務主任者の設置）

次のいずれかの資格を有する「業務主任者」を、登録する営業所ごとに置くことが登録の要件となります。業務主任者は、その所属する営業所の責任者として、適法かつ適切な業務の実施に関する責任者となります。

業務主任者の資格（条例第26条の9）
①屋外広告士
②都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物講習会の修了者
③広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定の合格者又は法定職業訓練の修了者
④知事が①、②又は③と同等以上の知識を有すると認定した者

2 登録・更新登録の申請（条例第26条）

登録の有効期間は5年間です。継続して屋外広告業を営む場合、有効期間満了の30日前までに更新登録を受ける必要があります。

登録事項（条例第26条の2）
①商号、氏名又は名称及び住所、法人の場合その代表者の氏名
②営業所の名称及び所在地
③申請者が法人の場合、その役員の氏名（監査役は除く）
④申請者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合はその商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
⑤営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

登録・更新登録の手続きは、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室までお越しいただくか、郵送してください。

3 登録事項に関する変更の届出（条例第26条の5）

登録事項（条例第26条の2）に変更が生じた場合、変更が生じた日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届を提出しなければなりません。

4 廃業等の届出（条例第26条の7）

廃業等の場合には、その区分に従い定める者が廃業等をした日から30日以内に屋外広告業廃業等届を提出しなければなりません。

- ①死亡した場合 …………… 相続人
- ②法人が合併により消滅した場合 …………… 代表役員
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合 …………… 破産管財人
- ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 …… 清算人
- ⑤県の区域内における屋外広告業を廃止した場合 …………… その個人又は代表役員

屋外広告業者の義務

1 標識の掲示（条例第26条の10）

屋外広告業を営む営業所ごとに、商号、氏名又は名称、登録番号、業務主任者の氏名等を記載した標識を掲げなければなりません。

2 帳簿の備付け等（条例第26条の11）

屋外広告業を営む営業所ごとに、表示・設置の工事に関わった屋外広告物に関する帳簿を備え、その工事の事業年度の末日から5年間、帳簿を保管しなければなりません。

その他

1 違反屋外広告物業者に対する措置

屋外広告業のルールに違反したり、違反広告物の表示・設置に関わった場合、その違反行為に対して登録取り消しや営業停止、罰金や過料などの措置をとることがあります。

2 業者登録簿の閲覧（条例第26条の6）

県で登録を受けた屋外広告業者の登録事項は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室に備え付けている登録簿で閲覧ができます。

また、兵庫県のホームページでは、登録業者一覧を公開しています。

<指定都市又は中核市で登録を受ける場合の特例>

兵庫県の登録を受けた屋外広告業者が指定都市（神戸市）、中核市（姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）でも登録を受ける場合、添付書類や登録申請手数料が不要な「特例届出」によることができます。

兵庫県内で業を営む場合には、兵庫県で登録のうえ、特例届出を活用するよう推奨します。

平成4年3月27日 条例第22号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)
 第2章 広告物等の規制(第4条—第22条)
 第3章 広告景観モデル地区(第23条—第25条)
 第4章 屋外広告業の登録等(第26条—第28条)
 第5章 雑則(第29条—第31条)
 第6章 罰則(第32条—第37条)
 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下これを「広告物等」という。)並びに屋外広告業についての必要な規制を行うことにより良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進することにより地域の良好な景観の形成に資することを目的とする。

(広告物等のあり方)

第2条 広告物等は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮したものでなければならない。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 広告物等の規制

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (2) 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区及び同条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された広域景観形成地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (3) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例

第16号)第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第9条第1項第4号に掲げる区域及び知事が指定する区域を除く。)

- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項若しくは第2項又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
 - (5) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
 - (6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により同項第11号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域
 - (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
 - (8) 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域(知事が指定する区域を除く。)
 - (9) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
 - (10) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第89条第1項の規定により指定された兵庫県自然環境保全地域及び同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
 - (11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
 - (12) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域
 - (13) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地で知事が指定する区域
 - (14) 河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
 - (15) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
 - (16) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
 - (17) 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する地域又は場所
- 2 知事は、前項の規定により区域又は地域若しくは場所を指定

しようとするときは、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 知事が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (13) 景観の形成等に関する条例第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する物件

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札その他これに類するもの、広告旗（これを支える台を含む。）又は立看板その他これに類するもの若しくはこれらを掲出する物件（これらを支える台を含む。）を表示してはならない。

- (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの（前項第6号に掲げるものを除く。）
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

3 道路の路面には、広告物等を表示してはならない。

4 知事は、第1項第6号又は第14号の規定により区域又は物件を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

（許可地域等）

第6条 次に掲げる地域及び場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事に申請して、その許可を受けなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号まで及び第7号から第10号までに規定する知事が指定する区域
- (2) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域
- (3) 河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (4) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

(5) 市の区域及び都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の存する町の区域（前各号に掲げるものを除く。）

（適用除外等）

第7条 次に掲げる広告物等（第2号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより知事に届け出たものに限る。）については、第4条第1項、第5条第1項から第3項まで及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国、地方公共団体及び知事が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設及び物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等（第9号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより知事に届け出たものに限る。）については、第4条第1項及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等（以下「自家用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等（以下「管理用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の都道府県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市又は第30条の2に規定する規則で定める市町の区域内に存するものに当該都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては当該指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に存する場合にあつては当該中核市、法第28条の規定により法第3条から第5条までの規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を処理することとされた市町村の区域内に存する場合にあつては当該市町村）、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市又は第30条の2に規定する規則で定める市町の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物

(7) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶又は航空機に表示する広告物

(8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物

(9) 禁止地域等のうち知事が指定する区域及び許可地域等に、営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、

立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等（知事に申請してその許可を受けたものに限る。）については、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等(前項第1号に掲げるものを除く。)
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 禁止地域等のうち知事が指定する区域に、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物（前項第5号に掲げるものを除く。)
- (5) 第4条第1項第12号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で同号に規定する区間から視認できないもの

4 次に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第5条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 第5条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する管理用広告物等
- (経過措置)

第8条 一の地域若しくは場所又は物件が禁止地域等若しくは許可地域等又は第5条第1項各号に掲げる物件になった際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域若しくは場所又は物件が、禁止地域等若しくは許可地域等又は同項各号に掲げる物件になった日(以下「基準日」という。)から1年間(この条例の規定による許可を受けていた広告物等で基準日における当該許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等)については、規則で定める期間)は、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第15条の規定は、適用しない。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(禁止広告物等)

第9条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

(許可の基準)

第10条 知事は、広告物等が規則で定める許可の基準に適合する場合に限り、第6条又は第7条第3項の規定による許可をすることができる。

(許可の特例)

第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、広告物等が審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合する場合であって、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第6条又は第7条第3項の規定による許

可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第12条 知事は、第6条又は第7条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項に規定する許可の期間は、2年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

(許可の表示)

第13条 第6条又は第7条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定めるところにより、許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

(変更等の許可)

第14条 第6条又は第7条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、知事に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第10条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(広告物等の総表示面積の規制)

第15条 許可地域等において、高さが15メートルを超える建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、第4条第1項第1号に規定する知事が指定する区域又は都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等(自家用広告物等を除く。)の表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

(管理義務)

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告物等を表示し、又は設置する者は、県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、県内に住所を有する者のうちから当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 第19条の規定により許可が取り消されたとき。
- (3) 広告物等の表示又は設置が必要でなくなったとき。
- (4) 第8条に規定する広告物等について、同条の規定による期間

が経過したとき。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第18条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上以上の期限を定めて、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 知事は、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(保管した広告物等の公示及び売却)

第18条の2 知事は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
 - (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 前項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 前号の方法による公示に係る広告物等のうち特に貴重と認められるものについては、当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を公報に登載すること。
 - 3 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が、滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項第1号の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物等 3月
 - (3) 前2号に定めるもの以外の広告物等 14日
 - 4 前項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関して専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(許可の取消し)

第19条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項(同条第4項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第18条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

第20条 削除

(処分、手続等の効力の承継)

第21条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたもののみならず、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

第22条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該広告物等を管理する者を変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者及び当該広告物等を管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 広告景観モデル地区

(広告景観モデル地区の指定)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することができる。

- (1) 主要な道路に沿った地域
- (2) 河川、渓谷、森林及びこれらの付近の地域
- (3) 駅前、街路沿い(第1号に掲げる地域を除く。)、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (4) 景観の形成等に関する条例第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区(同条第1項第4号に規定する沿道景観形成地区を除く。)及び同条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された広域景観形成地域(同条第1項第2号に規

定する沿道型広域景観形成地域を除く。)

- (5) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第9条第2項の規定により区分された区域に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域
- 2 市町長は、前項各号に掲げる地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することを知事に要請することができる。
- 3 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。ただし、指定しようとする区域が前項の規定による要請に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
- 4 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該広告景観モデル地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該広告景観モデル地区の住民及び当該広告景観モデル地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された広告景観モデル地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、広告景観モデル地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 前各項の規定は、広告景観モデル地区の変更について準用する。

(広告景観モデル地区基本方針等)

- 第24条 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、当該広告景観モデル地区における広告物等と地域環境との調和に関する基本方針(以下「広告景観モデル地区基本方針」という。)及び当該広告景観モデル地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する指導基準(以下「広告景観形成基準」という。)を定めるものとする。
- 2 広告景観モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地域の特性に応じた広告物等と地域環境との調和に関する基本構想
- (2) 広告物等と地域環境との調和を図るための広告物等の表示又は設置の方法に関する基本的事項
- 3 広告景観形成基準には、広告景観モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について指導する基準を定めるものとする。
- 4 知事は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準について、案を作成しようとするときは、広告景観モデル地区として指定しようとする区域の住民等で構成する規則で定める団体の意見を求めるものとする。
- 5 前条第4項から第7項までの規定は、広告景観モデル地区基本

方針及び広告景観形成基準の決定又は変更について準用する。

(広告景観形成基準の遵守等)

- 第25条 広告景観モデル地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合するように努めなければならない。
- 2 知事は、広告景観モデル地区における広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の地域環境と調和しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

- 第26条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第26条の2 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- (5) 営業所ごとに置かれる第26条の9第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第26条の4第1項各号に該当しないことを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第26条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨

を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 26 条の 4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 27 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第 27 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前 30 日以内にその役員であった者でその処分があった日から 2 年を経過しない者
- (3) 第 27 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第 26 条の 9 第 1 項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第 26 条の 5 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）は、第 26 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 26 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 26 条の 6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第 26 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産

管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 26 条の 8 知事は、第 26 条第 2 項若しくは前条第 2 項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第 27 条第 1 項の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者に係る登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の選任)

第 26 条の 9 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関して必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的として開催する講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げについて職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- (4) 知事が、規則で定めるところにより、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第 26 条の 11 に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第 26 条の 10 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 26 条の 11 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第 26 条の 12 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止し、又は地域の良好な景観を形成するために必要な指導、助言又は勧告を行うこ

とができる。

(登録の取消し等)

第27条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第26条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第26条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(講習会)

第28条 知事は、規則で定めるところにより、講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を講習会を的確に実施する能力を有する者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(報告徴収、立入検査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等を管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第30条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を納めなければならない。

- (1) 電車に表示する広告物に係る許可若しくは変更の許可又はこれらの許可の期間の更新を受けようとする者 1両につき3,000円
- (2) 屋外広告業の登録又は登録の更新を受けようとする者 1件につき10,000円
- (3) 屋外広告業に係る登録事項の証明書の交付を受けようとする者 1通につき400円
- (4) 講習会の講習を受けようとする者 1科目につき2,000円

(景観行政団体等の特例)

第30条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する

事務(電車に表示する広告物に係るものを除く。)は、規則で定める市町が処理することとする。

(補則)

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第27条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第26条第1項の規定による登録を受けずに屋外広告業を営んだ者又は不正の手段により同項の規定による登録を受けた者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項、第5条第1項から第3項まで又は第6条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第14条第1項の規定に違反して広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者

(3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条の9第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

(2) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反した者

(2) 第22条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第26条の7第1項の規定による届出を怠った者

(2) 第26条の10の規定に違反した者

(3) 第26条の11の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

屋外広告物法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和三十二年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。))をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。))をいう。以下この項におい

て同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなき。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。